

滑走路の安全確保に関する指針（告示）について

1. 背景

国際民間航空機関の策定する、世界滑走路安全行動計画において、滑走路の安全上特にリスクの高いものとして滑走路誤進入・逸脱が挙げられており、これらを防止するため、滑走路の安全確保に寄与する取組を取りまとめるとともに、各国に対し、滑走路安全行動計画の策定を推奨している。

また、令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を受け、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の中間取りまとめにおいて、滑走路安全行動計画の策定及び滑走路安全チームの設置を検討すべきであるとされた。これを踏まえ、航空法（昭和27年法律第231号）第47条において、空港等の設置者等が従うべき機能確保基準に、滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項が追加された。

さらに、機能確保基準の具体を定める航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第92条において、国土交通大臣が定める指針に従って滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修を行うとともに、関係者との連携体制を整備することが新たに定められたところ、当該指針を定める必要がある。

これらを受け、滑走路誤進入・逸脱を防止するため、滑走路関係者の果たすべき役割及び講ずべき措置等並びに連携体制の整備に関し必要な取組を、指針として告示することとする。

2. 概要

指針は、以下の事項について記載する。

1. 背景
2. 滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等
 - (1) 航空安全当局の取組
 - (2) 空港の設置者の取組
 - (3) 航空保安施設の設置者の取組
 - (4) 管制機関等の取組
 - (5) 航空運送事業者等の取組
 - (6) グランドハンドリング事業者の取組
 - (7) その他共通で留意すべき事項
3. 滑走路関係業務提供者の連携体制の整備

- (1) 各空港における連携体制の整備
- (2) 滑走路安全チームの活動の横展開

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 日：令和7年11月下旬

施 行 日：原則として令和7年12月1日